

議案第 6 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例（平成 27 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成 27 年条例第 32 号）第 2 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前の管理者が定める期間において勤務した期間（これに相当する期間として管理者が定める期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び<u>勤勉手当</u>を支給する。</p>	<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第 9 条 [同左]</p> <p>2 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成 27 年条例第 32 号）第 2 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前の管理者が定める期間において勤務した期間（これに相当する期間として管理者が定める期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び<u>勤勉手当（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、当該基準日に係る期末手当）</u>を支給する。</p>
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第 10 条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、組合規則で定める期間を引き続き勤務したも</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第 10 条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、組合規則で定める期間を引き続き勤務したものとみなして、組合規則で定めるところにより、その職務に復帰し</p>

<p>のとみなして、組合規則で定めるところにより、その職務に復帰した日以後のその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 21 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）</p>	<p>た日以後のその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 21 条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 5 月 10 日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横 山 英 幸

説 明

育児休業の承認を受けた会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。